

# 第3回 定時株主総会招集ご通知



開催日時

2024年9月27日（金曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）



開催場所

東京都千代田区神田練堀町300番地  
住友不動産秋葉原駅前ビル4階

当社本社会議室

ご来場の際は、末尾記載の「株主総会会場ご案内図」  
をご参照ください。

## 議決権行使期限

株主総会当日にご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、2024年9月26日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきたくお願い申し上げます。



Provided by TAKARA Printing

パソコン・スマートフォン・  
タブレット端末からも  
ご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/7377/>



## 目次

第3回定時株主総会招集ご通知

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書



DNホールディングス株式会社

証券コード：7377

証券コード 7377  
2024年9月5日

株 主 各 位

東京都千代田区神田練塀町300番地  
**DNホールディングス株式会社**  
代表取締役社長執行役員 新井 伸博

### 第3回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第3回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第3回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.dcne.co.jp/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスいただき、銘柄名（会社名）に「DNホールディングス」またはコードに「7377」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

**なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って、2024年9月26日（木曜日）の午後5時30分までに議決権を行使していただきたくお願い申し上げます。**

敬 具

## 記

1. 日 時 2024年9月27日（金曜日）午前10時  
（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区神田練堀町300番地  
住友不動産秋葉原駅前ビル4階  
当社 本社会議室
3. 目的事項  
報告事項
1. 第3期（2023年7月1日から2024年6月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第3期（2023年7月1日から2024年6月30日まで）計算書類報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
  - ◎株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産のご用意はございません。また、会場内への危険物のお持ち込みはできません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 議決権行使についてのご案内

### 書面により議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2024年9月26日（木曜日）午後5時30分必着



### インターネット等により議決権を行使される場合

後記（5頁～6頁）のインターネット等による議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2024年9月26日（木曜日）午後5時30分まで



### 株主総会にご出席される場合

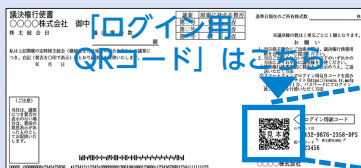
当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2024年9月27日（金曜日）午前10時



スマートフォンでの議決権行使は、

**「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要**になりました！



議決権行使書副票（右側）



詳しくはP5へ



招集ご通知をインターネットで簡単・便利に!!

# 「ネットで招集」のご案内



本招集ご通知は、「ネットで招集」を採用しています。  
ぜひ、ご活用ください。

アクセスはこちら!! ▶ <https://s.srdb.jp/7377/>

招集ご通知の掲載内容をコンパクトにまとめ、スムーズな画面遷移を実現した「ネットで招集」。  
パソコン・スマートフォン・タブレット端末からいつでもどこからでもご覧いただけます。

## POINT 1 QRコードの読み取り、議決権行使ウェブサイトへ簡単アクセス!



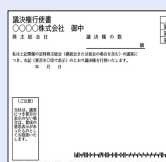
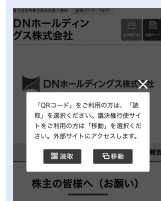
こちらを押すと「読取」か「移動」ボタンが選択できます。「読取」を選択すると自動でカメラが起動しますので、同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りください。「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。（「移動」を選択した場合、議決権行使ウェブサイトへアクセス可能です。）

「議決権行使」ボタンをタッチ後「読取」を選択。カメラが起動します。

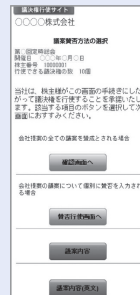
議決権行使書用紙のQRコードを撮影し、撮影した写真の画面で「写真を使用」をタッチ。



「OK」を選択後、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。



写真を使用



※「移動」を押すと議決権行使ウェブサイトへジャンプします（ログインにはID・仮パスワードが必要です）。

## POINT 2 簡単スケジュール登録

開催日時はGoogleカレンダーと連携しています。Googleカレンダーを利用している方は簡単にスケジュール登録をすることができます。

Googleカレンダーに登録

## POINT 3 株主総会会場へのアクセスにも便利

開催場所の地図はGoogleマップと連携しています。

地図・交通案内

## インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

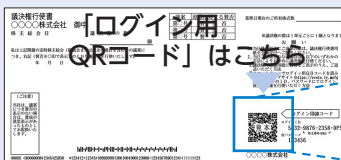
**議決権行使期限**  
**2024年9月26日（木曜日）**  
**午後5時30分まで**



### スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

#### 1. QRコードを読み取る

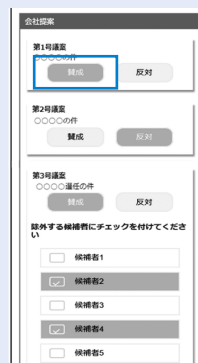


議決権行使書副票（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。



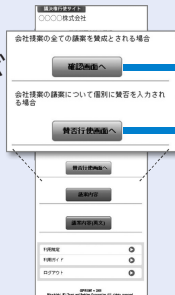
#### 3. 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択。

#### 2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。

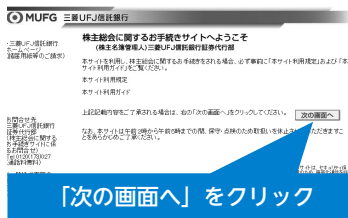


画面の案内に従って行使完了です。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイト  
にアクセスする



「次の画面へ」をクリック

2. お手元の議決権行使書用紙の  
副票(右側)に記載された「ログイン  
ID」および「仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否を  
ご入力ください。

議決権行使ウェブサイト  
<https://evote.tr.mufg.jp/>



### ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

### 【議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

 **0120-173-027**

(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社の利益配分に関する方針は、長期にわたる安定的な経営基盤の確保と自己資本利益率の向上に努めるとともに、株主の皆様に対する安定的な配当の継続を基本としております。

2024年6月期の期末配当につきましては、当事業年度の業績および今後の事業展開などを勘案し、1株当たり65円といたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株当たり金65円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は526,317,350円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年9月30日といたしたいと存じます。



## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役全員（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者の選任については、諮問委員会に諮問（指名に関する事項）し、答申を受けております。また、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当	出席回数／取締役会
1 <input type="checkbox"/> 再任	あらい のぶひろ 新井 伸博	代表取締役社長執行役員	100%（14回／14回）
2 <input type="checkbox"/> 再任	のぐち やすひこ 野口 泰彦	代表取締役副社長執行役員	100%（14回／14回）
3 <input type="checkbox"/> 新任	はらだ まさひこ 原田 政彦	執行役員	—

候補者  
番号 **1** あらい のぶひろ  
**新井 伸博**

再任

生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1956年1月15日生	1980年4月 大日本コンサルタント株式会社（現大日本ダイヤコンサルタント株式会社）入社
取締役会への出席状況	2006年7月 同社構造事業部事業部長
14回中14回（100%）	2007年9月 同社執行役員
	2009年9月 同社常務執行役員
所有する当社株式の数	同社技術統括部副統括部長
76,300株	2010年7月 同社東京支社副支社長
	2011年7月 同社東京支社支社長
	2011年9月 同社取締役
	同社事業戦略担当（関東地域）
	同社執行役員
	2013年7月 同社技術総括担当
	同社技術統括部統括部長
	同社技術統括部構造保全事業統括
	同社復興防災推進部部長
	2013年9月 同社常務取締役
	同社情報セキュリティ責任者
	2014年9月 同社技術統括担当
	2016年9月 同社代表取締役社長執行役員
	2021年7月 当社代表取締役社長執行役員（現任）
	大日本コンサルタント株式会社代表取締役社長
	2022年9月 同社代表取締役会長（現任）

#### 取締役候補者とした理由

同氏は、1980年に大日本コンサルタント株式会社（現大日本ダイヤコンサルタント株式会社）に入社以来、橋梁設計などの構造保全事業に従事し、その後、東京支社支社長、技術統括部統括部長、取締役として事業戦略担当（関東地域）、技術統括担当、代表取締役社長執行役員などを経て、2021年7月から当社の代表取締役社長執行役員、2022年9月から大日本コンサルタント株式会社（現大日本ダイヤコンサルタント株式会社）の代表取締役会長として今日に至っております。建設コンサルタント業界における豊富な業務経験と企業経営に関する知見を有しており、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

2

のぐち  
野□

やすひこ  
泰彦

再任

## 生年月日

1955年5月31日生

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月 通商産業省入省  
 2005年9月 日本アルミニウム協会専務理事  
 2009年6月 三菱マテリアル株式会社直島精錬所副所長  
 同社九州工場副工場長  
 2010年1月 同社執行役員兼地球環境プロジェクト・資源リサイクル事業担当役員補佐  
 2010年6月 同社執行役員地球環境プロジェクト担当役員補佐兼資源・リサイクル事業本部副事業本部長  
 2011年4月 同社資源・リサイクル事業本部事業本部長補佐  
 2013年4月 同社顧問、環境CSR担当役員補佐  
 2015年4月 同社顧問（非常勤）  
 2016年4月 株式会社ダイヤコンサルタント（現大日本ダイヤコンサルタント株式会社）代表取締役社長  
 2021年7月 当社代表取締役副社長執行役員（現任）

## 取締役会への出席状況

14回中14回（100%）

## 所有する当社株式の数

14,100株

## 取締役候補者とした理由

同氏は、長年の通商産業省での職務経験に加え、三菱マテリアル株式会社において、精錬所副所長、副工場長として、製造現場のマネジメント経験を有するとともに、地球環境関連の職務を歴任する等、環境関連事業に関する幅広い経験と知見を有しています。また、同社において役員、顧問等の立場で企業、部門全体の経営に携わり、2016年4月から株式会社ダイヤコンサルタント（現大日本ダイヤコンサルタント株式会社）代表取締役社長を経て、2021年7月から当社の代表取締役副社長執行役員として今日に至っております。環境関連事業および企業経営に関する豊富な経験と知見を有しており、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者  
番号 **3** はら だ まさ ひこ  
**原田 政彦**

新任

生年月日

1962年7月22日生

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月 大日本コンサルタント株式会社（現大日本ダイヤコンサルタント株式会社）入  
社  
2014年 7月 同社大阪支社副支社長  
2016年 7月 同社大阪支社支社長  
2016年 9月 同社執行役員  
2018年 7月 同社常務執行役員  
2019年 7月 同社経営統括部統括部長  
2021年 7月 同社専務執行役員  
同社取締役  
当社執行役員（現任）  
当社経営企画本部本部長  
2023年 7月 大日本ダイヤコンサルタント株式会社代表取締役社長（現任）

取締役会への出席状況

—

所有する当社株式の数

17,600株

取締役候補者とした理由

同氏は、1985年の入社以来、大日本コンサルタント株式会社（現大日本ダイヤコンサルタント株式会社）の橋梁設計などの構造保全事業に従事し、その後、大阪支社副支社長、大阪支社支社長、常務執行役員経営統括部統括部長、専務執行役員、取締役などを経て、2021年7月から当社の執行役員、2023年7月から大日本ダイヤコンサルタント株式会社の代表取締役社長として今日に至っております。建設コンサルタント業界における豊富な業務経験と企業経営に関する知見を有しており、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 取締役会の開催回数には、書面決議は含んでおりません。  
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
3. 当社は、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金および訴訟費用を補償することとしております。各取締役候補者は、既に当該保険契約の被保険者であります。当社が現在保険会社と締結している役員等賠償責任保険契約の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」をご参照ください。

### 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2023年9月28日開催の第2回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任されました吉川直明氏につきましては、2024年9月26日付で補欠の監査等委員である取締役を辞任いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、諮問委員会に諮問（指名に関する事項）し、答申を受けております。また、当社の監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

さ の  
佐野 みゆき

生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1962年5月26日生	1985年4月 日本電信電話株式会社（NTT）入社
取締役会への出席状況	2015年6月 NTTヒューマンソリューションズ株式会社（現株式会社パナソニック）入社 取締役企画総務部長
監査等委員会への出席状況	2018年8月 同社常務執行役員企画総務部長 2020年6月 同社常務執行役員営業総本部副総本部長 2023年6月 株式会社クレスコ社外取締役（現任）
所有する当社株式の数	2024年6月 北陸電気工事株式会社社外取締役（現任）

#### 補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、1985年に日本電信電話株式会社（NTT）入社後、NTTグループ企業およびパナソニックグループ企業の要職や取締役、常務執行役員を歴任し、新規事業企画・事業開発、広報、M&A、人事・総務などの管理部門全般についての豊富な実績と経験を有しており、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合、速やかに監査等委員としての職務を適切に遂行していただける人物であると判断しております。よって、その専門的知識と豊富な経験を当社の業務執行の監督および監査に活かしていただくことを期待し、補欠の社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 佐野みゆき氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 当社は、佐野みゆき氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。なお、当社で定めた独立役員の「独立性判断基準」は、事業報告「4. 会社役員に関する事項（1）取締役の状況」をご参照ください。
4. 当社は、佐野みゆき氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金および訴訟費用を補償することとしております。佐野みゆき氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。当社が現在保険会社と締結している役員等賠償責任保険契約の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員に関する事項（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要」をご参照ください。

以上

## 事業報告

(2023年7月1日から  
2024年6月30日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、全体として緩やかな回復が続きました。一方で、欧米におけるインフレ・高い金利水準の継続に伴う影響や中国経済の先行きなど海外景気の下振れ懸念がわが国の景気を下押しするリスクとなっております。また、働き手不足や金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があり、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループが属する建設コンサルタント業界および地質調査業界の経営環境は、2023年6月に改正国土強靱化基本法が成立し、同年7月には新たな国土強靱化基本計画が閣議決定されましたので、最終年度が2025年度である「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の終了後においても、国内の公共事業を取り巻く環境は、堅調に推移していくものと考えられます。

このような状況の下で、2023年7月におけるグループ内の組織再編（主要子会社である大日本コンサルタント株式会社と株式会社ダイヤコンサルタントの合併）を踏まえて、2023年7月から2026年6月までの3か年を対象とする中期経営計画を更新し、「信頼のもと、社会になくってはならない企業グループに」をビジョンに掲げて、「サステナビリティ社会の実現に向けた対応、DXの推進」、「マーケットリーダーの地位強化・新たなマーケットリーダーの創出」、「多様な働き方の実現と人材価値の最大化」、「持続的成長を実現するためのグループガバナンス体制の強化」の4つの基本目標を設定いたしました。「サステナビリティ社会の実現に向けた対応、DXの推進」と「マーケットリーダーの地位強化・新たなマーケットリーダーの創出」は、成長事業とコア事業の事業戦略に研究開発戦略を含んだ基本目標であり、受注拡大および生産性向上を推進するため、各分野において策定した行動計画に対する諸施策に取り組んでまいりました。「多様な働き方の実現と人材価値の最大化」は、当社グループの競争源泉である人的資本に関する基本目標であり、テレワークの強化などによって多様な働き方を創出し、社員教育の充実等によって付加価値の最大化に努めてまいりました。「持続的成長を実現するためのグループガバナンス体制の強化」は、当社グループが持続的成長を実現するため、サステナビリティ経営の推進や人的資本への投資などの課題に対する検討を実施し、グループガバナンス体制の強化に努めてまいりました。また、令和6年能登半島地震の発災翌日の1月2日には事業会社である大日本ダイヤコンサルタント株式会社に災害対策本部を設置し、被災地の復旧・復興に向けて、調査・設計の一体化による迅速な対応に努めてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度における当社グループ全体の業績は、受注高は372億3千3百万円（前連結会計年度比121.0%）、受注残高は198億3千9百万円（同118.5

%)、売上高は341億3千1百万円(同104.8%)となりました。利益面におきましては、当初より計画しておりました給与水準の引き上げや社員教育の充実に伴う積極的な人的投資に加え、事業会社の合併に伴う年金制度統合による退職給付費用の増加が影響し、営業利益は19億4千8百万円(同88.9%)、経常利益は19億8千8百万円(同84.5%)、最終の親会社株主に帰属する当期純利益は15億5千7百万円(同88.7%)となり、前連結会計年度に比べ増収減益となりました。また、当社グループは継続的に企業価値の向上を図るため、株主資本利益率(ROE)10%以上を安定的に達成できることを目標に掲げており、当連結会計年度におきましては、株主資本利益率(ROE)は12.3%となり、目標を達成することができました。

なお、当社グループのセグメントは、総合建設コンサルタント事業のみの単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

## 連結業績ハイライト

売上高

341.3億円

前期比  
104.8%

営業利益

19.4億円

前期比  
88.9%

経常利益

19.8億円

前期比  
84.5%親会社株主に  
帰属する当期純利益

15.5億円

前期比  
88.7%

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、総額2億8千9百万円の設備投資を実施いたしました。その主たる内容は、既存建物設備の更新、コンピュータ機器、テレワークを活用したオフィス環境の整備、DX関連およびソフトウェア等の購入であります。なお、これらの所要資金は、自己資金により賄っております。また、上記金額には有形固定資産の資産除去債務対応分に係る増加額については含めておりません。

### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、新たな資金調達は行っておりませんので、特記すべき事項はありません。

## (2) 財産および損益の状況

### ① 企業集団の財産および損益の状況

区 分		第1期 (2022年6月期)	第2期 (2023年6月期)	第3期 (当連結会計年度) (2024年6月期)
売 上 高	千円	32,112,770	32,580,164	34,131,911
経 常 利 益	千円	2,202,760	2,353,255	1,988,988
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	千円	1,505,103	1,756,203	1,557,407
1株当たり当期純利益	円銭	188.44	218.71	192.81
総 資 産	千円	19,585,553	21,025,185	24,045,057
純 資 産	千円	9,946,463	11,856,211	13,486,462
1株当たり純資産	円銭	1,240.16	1,471.35	1,663.52

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。なお、発行済株式数はそれぞれ自己株式を控除した株式数により算出しております。

### ② 当社の財産および損益の状況

区 分		第1期 (2022年6月期)	第2期 (2023年6月期)	第3期 (当事業年度) (2024年6月期)
売 上 高	千円	1,144,937	730,360	912,540
経 常 利 益	千円	790,274	328,904	555,972
当 期 純 利 益	千円	788,165	366,997	547,037
1株当たり当期純利益	円銭	96.36	45.71	67.72
総 資 産	千円	9,277,135	9,145,045	9,257,624
純 資 産	千円	9,234,750	9,078,754	9,138,220
1株当たり純資産	円銭	1,151.17	1,126.19	1,126.51

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。なお、発行済株式数はそれぞれ自己株式を控除した株式数により算出しております。



**(3) 重要な親会社および子会社の状況**

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
大日本ダイヤコンサルタント株式会社	1,399,000千円	100%	建設コンサルタント業務
Nippon Engineering-Vietnam Co., Ltd.	300千米ドル	100%	CAD設計業務
NEテクノ株式会社	20,000千円	100%	設計アドバイザー業務、 橋梁点検業務、一般派遣業務
有限会社エーシーイー試錐工業	3,000千円	100%	ボーリング調査業務
株式会社ウエルアップ	50,000千円	100%	発注者支援業務、施工管理業 務、点検業務

## ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の 合計額	当社の総資産額
大日本ダイヤコンサルタント株式会社	東京都千代田区神田練堀町300番地	8,397,615千円	9,257,624千円

#### (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、豪雨や大雪等の激甚化・頻発化する自然災害への対応やカーボンニュートラルの実現に向けたGX（グリーントランスフォーメーション）、イノベーション創出に資するDXの推進等、社会資本整備に対するニーズが多様化・増大しております。当社グループは、これらのニーズに的確かつ効率的に応え、企業理念としている「大地と空間、人と社会の可能性を引き出し、未来を拓く」に貢献するとともに、企業の持続的な発展に資するため、中期経営計画2026で定めた次の課題に取り組んでまいります。

- ① サステナビリティ社会の実現に向けた対応、DXの推進
  - ・社会課題であるサステナビリティ社会の推進に向けて各分野で施策を推進するとともに、DXによる事業戦略および生産性向上を推進する
- ② マーケットリーダーの地位強化・新たなマーケットリーダーの創出
  - ・構造分野・地質・地盤分野を軸に、マーケットリーダーとしての社会的責任を果たし不動の地位を築く
  - ・事業の絞り込み、主軸事業からのシナジー効果を楽しみ、新たなマーケットリーダとしての地位創出を目指す
- ③ 多様な働き方の実現と人材価値の最大化
  - ・旧大日本コンサルタントと旧ダイヤコンサルタントの融合
  - ・テレワークの強化と人材価値の最大化
- ④ 持続的成長を実現するためのグループガバナンス体制の強化
  - ・資本コストおよび株価を意識した経営の実現
  - ・株主との良好なコミュニケーションの構築
  - ・女性取締役の登用
  - ・社員の情報リテラシー向上
  - ・サステナビリティに関する施策の立案・実施
  - ・サステナビリティ経営に関する活動の適切な開示
  - ・リスクマネジメントの一層の推進

**(5) 主要な事業内容**（2024年6月30日現在）

当社グループは、当社、大日本ダイヤコンサルタント株式会社（連結子会社）、Nippon Engineering-Vietnam Co.,Ltd.（連結子会社）、N E テクノ株式会社（連結子会社）、有限会社エーシーイー試錐工業（連結子会社）、株式会社ウエルアップ（連結子会社）、合同会社ふじおやまパワーエナジー（非連結子会社）株式会社清流パワーエナジー（持分法非適用関連会社）および北の森グリーンエナジー株式会社（持分法非適用関連会社）の9社により構成されており、主な事業内容は、土木、建築、測量、地質および土質に関する調査、企画、立案、設計、工事監理およびこれらに関するコンサルティング業務等であります。

当社グループにおける主要な関係会社の位置づけは、次のとおりであります。

区分		主要業務	主要な会社名
総合建設 コンサルタント事業	建設コンサルタント事業	社会資本整備に関する コンサルタント業務の うち、調査・計画・設 計・工事監理など	大日本ダイヤコンサルタント株 式会社 Nippon Engineering-Vietnam Co.,Ltd. N E テクノ株式会社 株式会社ウエルアップ
	地質調査事業	地質・地盤・地下水・ 資源の調査・解析	大日本ダイヤコンサルタント株 式会社 有限会社エーシーイー試錐工業

**(6) 主要な事業所**（2024年6月30日現在）

## ① 当社

本 社	東京都千代田区
-----	---------

## ② 子会社

大日本ダイヤコンサルタント株式会社	本社（東京都千代田区）
Nippon Engineering-Vietnam Co., Ltd.	本社（ベトナム国ホーチミン市）
N E テクノ株式会社	本社（埼玉県さいたま市）
有限会社エーシーイー試錐工業	本社（北海道札幌市）
株式会社ウエルアップ	本社（奈良県奈良市）

**(7) 使用人の状況** (2024年6月30日現在)

## ① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,453名	60名増

- (注) 1. 使用人数は、正社員および嘱託社員からなる就業人員（当社グループから社外への出向者を除く）の数であります。
2. 当社グループは総合建設コンサルタント事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

## ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
－名	－名	－歳	－年

- (注) 当社の事業は子会社である大日本ダイヤコンサルタント株式会社の従業員が兼務しており、専属の従業員がいないため、使用人数、平均年齢、平均勤続年数は記載しておりません。

**(8) 主要な借入先** (2024年6月30日現在)

借入先	借入金
株式会社三菱UFJ銀行	875,005千円

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当する事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2024年6月30日現在）

### (1) 発行可能株式総数

39,000,000株

### (2) 発行済株式の総数

8,420,000株

### (3) 株主数

3,901名（前事業年度末 295名増）

### (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
D N ホールディングス社員持株会	851千株	10.51%
光通信株式会社	580	7.17
D N ホールディングス社友持株会	420	5.19
株式会社北陸銀行	325	4.02
株式会社 U H P a r t n e r s 2	294	3.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	274	3.38
古河機械金属株式会社	190	2.35
株式会社三菱UFJ銀行	189	2.34
川田テクノシステム株式会社	172	2.13
富士前鋼業株式会社	165	2.04

- (注) 1. 当社は、自己株式322千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数のうち、信託業務に係る株式数は274千株であります。なお、その内訳は、信託口137千株、退職給付信託口137千株であります。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等に関する事項

当社役員が保有している株式報酬型ストック・オプション（中長期インセンティブ型）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の保有する新株予約権の内容の概要

名称 (発行決議日)	新株予約権の 目的となる 株式の種類 及び数	新株予約 権の 行使時の 払込金額	新株予約権の 行使期間	新株予約権の 行使により 株式を発行する場合 の株式の 発行価格及び 資本組入額	新株予約権の 行使の条件	新株予約権 の個数及び 保有者数
第1回新株予約権 2021年7月14日	普通株式 10,900株	1円	2021年7月14日から 2047年11月6日まで	発行価格494円 資本組入額247円	(注)2	53個 1人 (注)1
第2回新株予約権 2021年7月14日	普通株式 8,000株	1円	2021年7月14日から 2048年11月5日まで	発行価格633円 資本組入額317円	(注)2	40個 1人 (注)1
第3回新株予約権 2021年7月14日	普通株式 10,400株	1円	2021年7月14日から 2049年11月5日まで	発行価格618円 資本組入額309円	(注)2	98個 2人 (注)1
第4回新株予約権 2021年7月14日	普通株式 7,400株	1円	2021年7月14日から 2050年11月5日まで	発行価格782円 資本組入額391円	(注)2	70個 2人 (注)1

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類および数  
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。  
ただし、新株予約権を割り当てる日後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

#### 2. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、上記の期間内において、当社および当社子会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目日が休日の場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の状況（2024年6月30日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	新井伸博	社長執行役員 大日本ダイヤモンドコンサルタント株式会社代表取締役会長
代表取締役	野口泰彦	副社長執行役員
取締役	楠本良徳	副社長執行役員
取締役 (監査等委員・常勤)	吉村実義	
取締役 (監査等委員)	林田和久	林田和久公認会計士事務所 所長 日本トムソン株式会社 監査役 株式会社学びエイド 監査役
取締役 (監査等委員)	井上毅	取締役会議長

- (注) 1. 取締役林田和久氏および井上毅氏は、社外役員（会社法施行規則第2条第3項第5号）に該当する社外取締役（会社法第2条第15号）であります。
2. 取締役（監査等委員）である林田和久氏および井上毅氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・林田和久氏は、公認会計士の資格を有しております。
  - ・井上毅氏は、金融機関での長年にわたる業務経験を有しております。
3. 取締役会以外の重要な社内会議への出席や内部監査部門との連携を密にすることにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるために吉村実義氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は取締役（監査等委員）林田和久氏および井上毅氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、当社で定める独立役員の「独立性判断基準」は以下【ご参考】をご参照ください。

**【ご参考】独立性判断基準**

社外取締役候補者のうち、次に掲げる全ての基準を満たす者は、当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断する。

- ① 現在、当社または当社の子会社の役員および使用人であってはならず、かつ、その就任の前10年間において、当社または当社の子会社の役員および使用人であってはならない。
- ② 直近事業年度から先行する3事業年度のいずれかにおいて、下記③～⑨までに掲げる者であってはならない。
- ③ 当社または当社の子会社を主要な取引先とする者（その者の直近事業年度における年間（連結）売上高の2%以上の支払いを、当社または当社の子会社から受けた者）またはその法人・団体等の業務執行者であってはならない。
- ④ 当社または当社の子会社の主要な取引先である者（当社の直近事業年度における年間（連結）売上高の2%以上の支払いを行っている者）またはその法人・団体等の業務執行者であってはならない。
- ⑤ 当社または当社の子会社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家（当該財産を得ている者が法人・団体等である場合には、当該団体に所属する者をいう。）であってはならない。
- ⑥ 当社または当社の子会社から年間1,000万円以上の寄付を受けている者またはその寄付を受けている法人・団体等の業務執行者であってはならない。
- ⑦ 当社の総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者またはその法人・団体等の業務執行者であってはならない。
- ⑧ 当社または当社の子会社が総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している法人・団体等の業務執行者であってはならない。
- ⑨ 当社または当社の子会社から役員を受入れしている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者であってはならない。
- ⑩ 上記①～⑨までに掲げる者の配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族であってはならない。
- ⑪ 当社において、現任社外取締役の地位にある者が、再任されるためには、通算の在任期間が8年間を超えてはならない。
- ⑫ その他、社外取締役としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有していないこと。

**(2) 責任限定契約の内容の概要**

当社と各監査等委員は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。



### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および子会社、関連会社の取締役、監査役、執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。

当社が現在締結しております役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の概要は次のとおりであります。

補償地域は全世界、保険期間は2023年7月14日から2024年7月14日であります。

補償対象としている保険事故の概要は次のとおりであります。

- ①会社の役員としての業務につき行なった行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害（法令上の損害賠償金、訴訟費用）を補償対象としております。
- ②このほか、現に損害賠償請求がなされていない場合でも、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員がそれらに対応するために要する費用も補償対象としております。

また、役員職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、公序良俗に反する以下の行為を免責としております。

- ①役員が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
- ②役員が犯罪行為、または役員が違法であることを認識しながら行なった行為
- ③役員に報酬または賞与等が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求
- ④役員が行なったインサイダー取引に起因する損害賠償請求
- ⑤違法な利益の供与に起因する損害賠償請求

### (4) 事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

## (5) 取締役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

#### 1. 当該方針の決定の方法

諮問委員会に諮問（報酬に関する事項）し、答申を受け、取締役会で決定しております。

#### 2. 当該方針の内容の概要

当社の取締役の報酬等は、経済や社会の情勢などを踏まえたうえで、取締役が果たすべき役割・責任の大きさに基づく報酬体系とすることを基本方針としております。

具体的には、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。）の報酬等については、固定報酬としての基本報酬、単年度の業績達成率に連動する年次インセンティブ報酬、取締役の在任中の貢献に報いる中長期インセンティブ報酬により構成し、各報酬の種類ごとの比率の目安は、業績目標の達成率が100%の場合において、概ね基本報酬：年次インセンティブ報酬：中長期インセンティブ報酬＝75：15：10となるよう設計しております。なお、年次インセンティブ報酬および中長期インセンティブ報酬として次の2種類の株式報酬制度を導入しております。

- ・年次インセンティブ報酬

業績連動型譲渡制限付株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）

- ・中長期インセンティブ報酬

業績非連動型譲渡制限付株式報酬（リストラクテッド・ストック）

また、監査等委員である取締役（社外取締役を除きます。）の報酬については基本報酬および中長期インセンティブ報酬としており、社外取締役の報酬については基本報酬のみとしております。

#### (1) 業績連動型譲渡制限付株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）の内容

支給対象取締役に対し、単年度の業績達成率に連動する「年次インセンティブ報酬」として、当社普通株式を支給いたします。

年次インセンティブ報酬に係る業績達成率を判定するための評価指標は、法人税法第34条第1項第3号イに規定する「職務執行期間開始日以後に終了する事業年度の売上高の状況を示す指標」および「職務執行期間開始日以後に終了する事業年度の利益の状況を示す指標」である、当社連結売上高および当社連結経常利益としております。各業績目標の達成率に応じて、連結売上高に係る部分については0～100%、連結経常利益に係る部分については0～120%の範囲で支給する株式数変動します。

株式の支給にあたっては、決定された各支給対象取締役に支給する当社普通株式の数に応じ、現物出資による払込みに充てるための金銭報酬債権を各支給対象取締役に対して支給し、各支給対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法により払い込むことで、当社普通株式の割当てを受けます。ただし、年次インセンティブ報酬に係る業績目

標の評価期間（以下「業績評価期間」といいます。）の終了後、任期満了等の正当な理由により退任した取締役（以下「最終任期等の取締役」といいます。）については、当該業績評価期間に対する年次インセンティブ報酬に係る金銭報酬債権の支給は行わず、当該業績評価期間に係る年次インセンティブ報酬に相当する現金により支給するものとします。

年次インセンティブ報酬として割り当てられる当社普通株式には、株式の割当てを受けた支給対象取締役が当社および当社子会社の取締役の地位から退任するまでの期間について譲渡制限を付すものとしております。なお、年次インセンティブ報酬は、法人税法第34条第1項第3号に規定する業績連動給与に該当します。業績連動給与の支給対象、支給される株式の上限となる確定数および支給される株式の算定方法等は下記のとおりとなります。

#### A. 支給対象

法人税法第34条第1項第3号に規定する「業務執行役員」である当社取締役を対象とします。

#### B. 株式支給数の上限

法人税法第34条第1項第3号イ（1）に規定する「確定数および確定額」は、下表に定める個別株式上限支給数に役位ごとの員数を乗じて合計した数を上限とします。

役位	個別株式上限支給数	個別上限支給額
代表取締役社長執行役員	5,100株	1,300万円
代表取締役副社長執行役員	4,700株	1,200万円
取締役副社長執行役員	4,600株	1,200万円

#### C. 業績評価期間

2023年7月1日から2024年6月30日までの1事業年度とします。

#### D. 支給株式数の算定方法

支給する株式の数は、以下の算式により算定します。

なお、計算の結果単元株未満の端数が生じる場合これを切り上げます。

$$\text{支給する株式の数} = \text{基準株式数} \times \text{業績連動係数}$$

##### (a) 基準株式数

基準株式数は、以下の算式により算定します。

なお、計算の結果、1株未満の端数が生じる場合、これを切り上げます。

$$\text{基準株式数} = \text{支給基準額} \div \text{基準株価}$$

イ. 支給基準額は下記のとおりとします。

役位	支給基準額
代表取締役社長執行役員	6,384千円
代表取締役副社長執行役員	5,880千円
取締役副社長執行役員	5,760千円

ロ. 基準株価は業績評価期間開始日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は直近の取引成立日の終値。）とします。

(b) 業績連動係数

業績連動係数は、業績評価期間における当初目標に対する各評価指標に係る達成率に基づき、以下の算式により算定します。

$$\text{業績連動係数} = \text{評価指標Aに係る係数} \times 50\% + \text{評価指標Bに係る係数} \times 50\%$$

イ. 評価指標Aに係る係数は以下のとおりとします。

(イ) 評価指標Aは当社連結売上高とします。

(ロ) 評価指標Aに係る係数

評価指標Aの達成率	評価指標Aに係る係数
80%未満の場合	0
80%以上100%未満の場合	達成率×1
100%以上の場合	1

ロ. 評価指標Bに係る係数は以下のとおりとします。

(イ) 評価指標Bは当社連結経常利益とします。

(ロ) 評価指標Bに係る係数

評価指標Bの達成率	評価指標Bに係る係数
80%未満の場合	0
80%以上120%未満の場合	達成率×1
120%以上の場合	1.2

E. 最終任期等の取締役에게支給する年次インセンティブ報酬に相当する金額の算定方法

最終任期等の取締役に支給される金額は下記の算式により計算した金額とします。

$$\text{支給金額} = \text{支給株式数} \times \text{支給基準株価}$$

## (a) 支給株式数

上記「D. 支給株式数の算定方法」に基づき算出される支給する株式の数とします。

## (b) 支給基準株価

年次インセンティブ報酬に係る株式の募集決議日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は直近の取引成立日の終値。）とします。

## F. 業績目標および実績

指標	2024年6月期目標	2024年6月期実績
当社連結売上高	34,500百万円	34,131百万円
当社連結経常利益	2,450百万円	1,988百万円

## (2) 業績非連動型譲渡制限付株式報酬（リストラクテッド・ストック）の内容

支給対象取締役に対し、取締役の在任中の貢献に報いる「中長期インセンティブ報酬」として、当社普通株式を支給いたします。

株式の支給にあたっては、決定された各支給対象取締役に支給する当社普通株式の数に応じ、現物出資による払込みに充てるための金銭報酬債権を各支給対象取締役に対して支給し、各支給対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法により払い込むことにより、当社普通株式の割当てを受けます。

中長期インセンティブ報酬として割り当てられる当社普通株式には、株式の割当てを受けた支給対象取締役が当社および当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任するまでの期間について譲渡制限を付すものとしております。

## ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は、2022年9月28日開催の第1回定時株主総会において、当社の取締役の報酬に関して次の内容にて決議をいただいております。

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の報酬限度額は、金銭で支給するものの総額は年額120百万円以内と決議いただいております。また、当該報酬等の額とは別枠にて、単年度の業績に連動する株式報酬として、支給対象取締役の役位および当社取締役会においてあらかじめ設定した当社の業績数値目標の達成率等に応じて当社普通株式を支給する、パフォーマンス・シェア・ユニット（以下、「年次インセンティブ報酬」という。）および、当社取締役に当社の株式を保有させることを目的とした、リストラクテッド・ストック（以下、「中長期インセンティブ報酬」という。）の2種類の株式報酬制度を導入し、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することについて決議いただいております。

金銭報酬債権の総額および支給株式数の上限は、年次インセンティブ報酬における金銭報

酬債権の総額については年額50百万円以内、支給対象取締役が支給を受ける当社普通株式の上限数は年40,000株以内、中長期インセンティブ報酬における金銭報酬債権の総額については年額25百万円以内、支給対象取締役が支給を受ける当社普通株式の上限数は年25,000株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点での取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は3名です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、金銭で支給するものの総額は年額50百万円以内と決議いただいております。また、当該報酬等の額とは別枠にて、監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）に対して、中長期インセンティブ報酬の株式報酬制度を導入し、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することについて決議いただいております。

金銭報酬債権の総額および支給株式数の上限は、年額5百万円以内、支給対象取締役が支給を受ける当社普通株式の上限数は年6,000株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点での監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）です。

### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等については、諮問委員会に諮問し、答申を受け、最終的に基本報酬は内規に従い、その個々の具体的な金額は取締役会より一任された新井伸博代表取締役社長執行役員が決定しております。代表取締役社長執行役員に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当領域や職責の評価を、総合的・客観的に判断し、各取締役の報酬額を決定できると判断したためです。取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、諮問委員会の答申が十分に尊重されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員である取締役の報酬等については、監査等委員である取締役の協議のうえ、決定しております。

### ④ 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬	非業績連動報酬	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	125,954 (一)	89,190 (一)	21,931 (一)	14,832 (一)	3 (一)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	39,618 (12,360)	36,360 (12,360)	—	3,258 (一)	3 (2)

(注) 業績連動報酬および非業績連動報酬は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）林田和久氏は、林田和久公認会計士事務所の所長、日本トムソン株式会社および株式会社学びエイドの監査役であります。なお、当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	林田和久	当事業年度において開催された取締役会14回全てに出席し、公認会計士としての専門的知識と豊富な経験に基づき、客観的かつ公正な立場から、経営全般の監視と議案の審議における必要な発言・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、当事業年度において開催された監査等委員会14回全てに出席し、適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	井上毅	当事業年度において開催された取締役会14回全てに出席し、金融機関出身者としての専門分野の豊富な経験に基づき、経営全般の監視と議案の審議における必要な発言・助言を行うとともに、取締役会議長として客観的かつ公正な立場から、取締役会の運営および意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、当事業年度において開催された監査等委員会14回全てに出席し、適宜必要な発言を行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,920千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	73,620千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、前事業年度の追加報酬4,220千円が含まれており、当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、前連結会計年度の追加報酬6,620千円が含まれております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
4. 会計監査人監査の対象となる全ての子会社につきましても、有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

### (4) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。



## 6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は取締役会において、業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。

- ① 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
取締役は、文書管理規則に基づき、その職務執行に係る重要な情報を文書もしくは電磁的媒体に記録・保存するものとする。また、必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとする。
- ② 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 1) 当社は、C S R 規定に基づき、経営戦略会議においてグループ会社のリスク管理に関する基本方針を決定し、監視するとともに、リスク管理体制を整備し維持するものとする。また、半期毎にリスク評価を実施し、対策が必要な事項について、グループ会社にフィードバック（指示・助言等）を行う。
  - 2) グループ会社において緊急事態が発生した場合には、C S R 規定に基づき、発生した緊急事態領域を有するグループ会社の社長が、危機管理責任者として危機管理会議を招集し、緊急事態領域の責任者を定め、初動対応を指示する。また、危機管理情報共有責任者は、危機管理会議の進捗を把握し、緊急事態の終結までグループ会社間の情報共有と連携を行い、危機管理会議の解散後、速やかに事態の経緯と教訓を整理し、経営戦略会議に報告するとともに、リスク管理の見直しを行い、グループ会社にフィードバック（指示・助言等）を行う。
- ③ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - 1) 当社は、定例の取締役会を3か月に1回以上開催し、取締役会規則に定める重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督を行う。重要な業務執行の決定は、会社法第399条の13第6項の規定により社長執行役員である取締役に委任し、経営戦略会議において事前審議することにより、経営の意思決定の迅速化と効率的な業務執行を図る。
  - 2) 操業については、年度ごとに全社的な経営目標である経営計画を策定し、各グループ会社の達成すべき目標に落とし込み、各グループ会社は、具体的な目標の達成方法を定める。また、毎月開催する経営戦略会議において、操業の進捗状況の確認と対応策の検討を行う。
  - 3) 日常の業務執行に際しては、職務権限規定に基づき権限の委譲を行い、各管理職位の権限関係と責任の所在を明確にする。また、稟議規定において執行手続を定め、会社業務の組織的かつ効率的な運営を図ることができる体制を構築する。

- ④ 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - 1) 当社は、取締役および使用人の法令および定款の遵守と、誠実かつ倫理的な事業活動のための行動規範として企業行動規則を定める。取締役および使用人は、当該行動規範を率先垂範して行うとともに、コンプライアンス経営の維持・向上に積極的に努めるものとする。
  - 2) 当社は、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての内部通報体制として、コンプライアンス取扱基準を定め、その運用を行う。
  - 3) 当社は、経営戦略会議において、コンプライアンスに関する諸施策の実施状況を確認する。また、その内容を取締役に報告する。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - 1) 当社は、関係会社管理規則を定め、グループの子会社および関連会社を含めた事業運営に関する重要な事項の決定に関して当社への事前承認または事前報告を徹底し、当社による統括的な管理体制を構築する。
  - 2) 当社の監査部は、内部監査規則に基づき、子会社に対する内部監査を定期に実施する。
  - 3) 子会社および関連会社の各社ごとの規模を踏まえ、内部統制の実効性を高める方策、リスク管理体制など、必要な指導および支援を実施する。
- ⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - 1) 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人（以下、補助使用人という。）を置くことを求めた場合、社長執行役員である取締役は、監査等委員会と協議を行い、速やかに人事的対応を図る。
  - 2) 補助使用人は監査等委員会の指揮命令に従い職務を行うとともに、その指揮命令事項に関して、監査等委員以外の取締役の指揮命令を受けないものとする。また、監査等委員会の事務局については、専任の補助使用人があたるものとする。
  - 3) 補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分などに関しては、監査等委員会の同意を得たうえで実施する。

- ⑦ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 1) 当社および子会社の代表取締役、業務執行取締役は、各社の取締役会などの重要な会議において、随時その業務執行状況の報告を行う。
  - 2) 監査等委員会が必要に応じて当社または子会社の事業の報告を求めた場合、または、業務および財産に関する調査を行う場合は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人は、迅速に対応するものとする。
  - 3) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人ならびに子会社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者および使用人は、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、もしくはその発生の恐れがあると判断した場合には当該事実を、また、これらの者からこれらの事実について報告を受けた者は当該事実を、直ちに監査等委員会に対して報告するものとする。
  - 4) 当社は、当社ならびに子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人からの不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実に対する相談または通報に関する仕組み（内部通報制度）を構築する。また、相談または通報をしたことを理由として不利な取扱いを行わないことをコンプライアンス取扱基準に定める。
- ⑧ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理については、当該監査等委員会の職務の執行に関するものでないと認められた場合を除き、監査等委員の請求に従い円滑に行う。
  - 2) 監査等委員会は、代表取締役および会計監査人とそれぞれ定期的に意見を交換する機会を設定する。
  - 3) 監査等委員会が監査の実施にあたり必要と認める際は、弁護士、公認会計士その他外部機関の活用を保障する。

- ⑨ 財務報告の適正性を確保するための体制
  - 1) 財務報告の信頼性を確保するために、適正な会計に関する記録や報告を行うとともに、一般に公正妥当と認められる企業会計に関する諸法則、規則を遵守し、虚偽や誤解を招く会計処理は行わない。また、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の維持・向上に努める。
  - 2) 監査部は、毎期財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行い、不備などがあれば必要な是正を行うよう指示する。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
  - 1) 当社は、取締役および使用人が遵守すべき内部規範である企業行動規則に基づき、市民活動の秩序や安全の脅威となる反社会的勢力との関係を一切遮断する。
  - 2) 反社会的勢力からの不当な要求を受けた場合は毅然と対応し、利益供与するなど安易な問題解決を行わない。
  - 3) 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察や弁護士など外部専門機関との連携体制の強化を図る。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、当社および子会社の内部統制システムを整備し運用しております。

当事業年度の開始時には、経営計画説明会を社員に向け実施し、経営方針、経営課題、対応方針などを説明し、全社員の認識の統一化を図っております。

期中においては、当社の持続的成長への妨げと成り得る事業を対象にリスク管理を実施し、各本部による対応方針と実施状況を取締役に報告しております。また、コンプライアンス監査、コンプライアンス研修などの実施状況を審議し、取締役会へ報告を行っております。

事業年度末においては、監査部による内部統制の整備・運用状況の評価結果による重大な是正事項は存在しないことを確認しております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。今後、買収防衛策を導入するかどうかは、当社を取り巻く状況、法制度の進展などを勘案しながら、引き続き検討を続けてまいります。なお、買収防衛策の導入にあたっては、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第8条において次のとおり定めております。

- ① 当社は、買収防衛策の導入にあたっては、既存の株主の皆様の権利を害することのないようにするために、適切にその情報を開示する。
- ② 自社の株式が公開買付けに付された場合には、株主構成に変動を及ぼし、株主の皆様に影響を与える恐れがあることから、取締役会としての考え方を適切に開示する。
- ③ 当社は、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じない。

---

本事業報告に記載されている金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て表示しております。

## 連結貸借対照表

(2024年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	16,074,259	流動負債	8,150,161
現金及び預金	2,116,895	業務未払金	1,901,139
受取手形及び売掛金	1,964,080	短期借入金	905,889
契約資産	11,618,529	1年内返済予定の長期借入金	222,624
その他	374,754	未払金	1,473,104
固定資産	7,970,797	未払法人税等	900,342
有形固定資産	1,959,036	契約負債	1,110,708
建物及び構築物	961,718	役員株式給付引当金	58,987
土地	573,156	完成業務補償引当金	260,970
その他	424,161	受注損失引当金	4,000
無形固定資産	676,729	その他	1,312,394
のれん	332,121	固定負債	2,408,433
その他	344,607	長期借入金	850,956
投資その他の資産	5,335,031	退職給付に係る負債	154,305
投資有価証券	747,506	役員退職慰労引当金	75
退職給付に係る資産	3,455,274	資産除去債務	122,941
繰延税金資産	72,935	繰延税金負債	1,007,843
その他	1,059,316	その他	272,312
資産合計	24,045,057	負債合計	10,558,594
		純資産の部	
		株主資本	12,401,813
		資本金	2,000,000
		資本剰余金	1,609,136
		利益剰余金	8,821,221
		自己株式	△28,545
		その他の包括利益累計額	1,067,994
		その他有価証券評価差額金	352,206
		為替換算調整勘定	△15,443
		退職給付に係る調整累計額	731,231
		新株予約権	16,654
		純資産合計	13,486,462
		負債純資産合計	24,045,057

(注) 記載金額は千円未満を切り捨て表示しております。

## 連結損益計算書

(自 2023年7月1日  
至 2024年6月30日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		34,131,911
売上原価		23,430,742
売上総利益		10,701,169
販売費及び一般管理費		8,752,935
営業利益		1,948,233
営業外収益		
受取利息	113	
受取配当金	16,637	
雑収入	61,734	78,485
営業外費用		
支払利息	23,688	
雑支出	14,041	37,730
経常利益		1,988,988
特別利益		
投資有価証券売却益	320,445	320,445
税金等調整前当期純利益		2,309,434
法人税、住民税及び事業税	795,690	
法人税等調整額	△43,663	752,026
当期純利益		1,557,407
親会社株主に帰属する当期純利益		1,557,407

(注) 記載金額は千円未満を切り捨て表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2023年7月1日)  
(至 2024年6月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	2,000,000	1,582,321	7,827,084	△77,428	11,331,977
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△563,270		△563,270
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,557,407		1,557,407
自己株式の取得				△50	△50
自己株式の処分		26,815		48,934	75,750
株主資本以外の項目の当 連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	26,815	994,136	48,883	1,069,835
当連結会計年度末残高	2,000,000	1,609,136	8,821,221	△28,545	12,401,813

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	207,391	△16,333	316,521	507,579	16,654	11,856,211
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△563,270
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,557,407
自己株式の取得						△50
自己株式の処分						75,750
株主資本以外の項目の当 連結会計年度変動額(純額)	144,814	890	414,709	560,414		560,414
当連結会計年度変動額合計	144,814	890	414,709	560,414	—	1,630,250
当連結会計年度末残高	352,206	△15,443	731,231	1,067,994	16,654	13,486,462

(注) 記載金額は千円未満を切り捨て表示しております。



## 連結注記表

## (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

## 1. 連結の範囲に関する事項

## (1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称 大日本ダイヤコンサルタント株式会社、  
Nippon Engineering-Vietnam Co., Ltd.、NEテクノ株式会社、  
有限会社エーシーイー試錐工業、株式会社ウエルアップ

当連結会計年度において、当社の連結子会社である大日本コンサルタント株式会社は、同じく当社の連結子会社であった株式会社ダイヤコンサルタントを吸収合併し、「大日本ダイヤコンサルタント株式会社」に商号変更いたしました。これに伴い、消滅会社である株式会社ダイヤコンサルタントを連結の範囲から除外しております。

また、株式会社ウエルアップは2024年4月1日の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。なお、みなし取得日を当連結会計年度末としているため、当連結会計年度は貸借対照表のみ連結しております。

## (2) 非連結子会社の名称

合同会社ふじおやまパワーエナジー

(連結の範囲から除いた理由)

上記1社につきましては、小規模会社であり合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

## 2. 持分法の適用に関する事項

## (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び名称

該当事項はありません。

## (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

合同会社ふじおやまパワーエナジー

株式会社清流パワーエナジー

北の森グリーンエナジー株式会社

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、有限会社エーシーイー試錐工業の決算日は5月31日、株式会社ウエルアップの決算日は3月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

## 4. 会計方針に関する事項

## (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

## ①有形固定資産(リース資産を除く)

定額法

ただし、一部の連結子会社では定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

工具、器具及び備品 3～20年

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

従来、当社の連結子会社である大日本ダイヤコンサルタント株式会社における有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法として、主として定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しておりましたが、当連結会計年度より定額法に変更しております。

大日本コンサルタント株式会社と株式会社ダイヤコンサルタントは両社が保有する人材及び技術の経営資源の一体化を図ることにより、より質の高い営業活動、サービスの提供を可能にすることで、事業領域と顧客基盤を拡大するとともに、生産性の向上を図ることを目的として2023年7月1日に合併をいたしました。

当該合併を契機として有形固定資産の使用状況を見直した結果、調査・解析から計画・設計までの一貫したサービス提供体制の強化等に伴う安定的な受注状況に鑑み、当社の有形固定資産は耐用年数にわたり安定的に使用される見込みであることから、減価償却方法として定額法を採用することが費用配分の観点から合理的であると判断し、今回の変更を行うものであります。

この変更に伴い、従来の方によった場合に比べ、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

## ②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

## ③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

## ①役員株式給付引当金

株式報酬規定に基づく当社及び当社グループ子会社の取締役への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

## ②完成業務補償引当金

完成業務に係る契約不適合等の費用に充てるため、当連結会計年度末において見込まれる完成業務の補償額を計上しております。

## ③受注損失引当金

受注業務に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持業務のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合、損失見込額を計上しております。

## ④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

## (4) 退職給付に係る会計処理の方法

## ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

## ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、発生時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

## ③簡便法の採用

連結子会社の執行役員及び契約社員の退職慰労金制度並びに一部の連結子会社は、退職給付債務及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## (5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主な事業内容は、土木、建築、測量、地質及び土質に関する調査、企画、立案、設計、工事監理及びこれらに関するコンサルティング業務等であります。

これらの取引については、原則として、一定期間にわたり履行義務を充足することから、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に測定できる場合にはその進捗度に応じて収益を認識し、業務の進捗度を合理的に測定できない場合、発生する費用を回収することが見込まれる契約については、原価回収基準に基づいて収益を認識しております。

また、業務の進捗に応じて主として設計図面等の他に転用できない資産が創出され、かつ完了した部分の支払を受ける強制可能な権利を有すると考えられるため、進捗度の見積りの方法は見積総原価に対する実際原価の割合（コストに基づくインプット法）によっております。

取引の対価は、主として履行義務の充足時点から1年以内に受領しております。なお、一部の取引において前受金を収受しておりますが、重要な金融要素は含んでおりません。

## (6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に計上しております。

## (7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の及ぶ期間を合理的に見積り、当該期間に渡って償却しております。

## (8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

当社グループの譲渡制限付株式報酬制度（リストラクテッド・ストック）に基づき、当社及び当社グループ子会社の取締役支給した報酬等については、対象勤務期間にわたる定額法により償却しております。

**(表示方法の変更に関する注記)**

## 連結貸借対照表

前連結会計年度において区分掲記しておりました「流動負債」の「未払消費税等」（当連結会計年度824,259千円）については、金額が僅少となったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

**(収益認識に関する注記)**

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

		当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
国内	中央省庁	10,804,784
	地方自治体	11,342,290
	高速道路会社	3,758,730
	電力関連会社	2,997,893
	民間その他	4,808,190
海外		420,022
顧客との契約から生じる収益		34,131,911
外部顧客への売上高		34,131,911

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	
受取手形及び売掛金	1,407,999
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	
受取手形及び売掛金	1,964,080
契約資産 (期首残高)	7,939,461
契約資産 (期末残高)	11,618,529
契約負債 (期首残高)	1,209,475
契約負債 (期末残高)	1,110,708

契約資産は、主に請負契約について、進捗度の測定に基づいて認識した売上収益に係る未請求の債権であります。契約条件に基づいて請求する時に顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該対価は、主として履行義務の充足時点から1年以内に受領しております。

契約負債は、顧客から受け取った前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、769,626千円であります。

過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額は358,440千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
1年以内	17,826,804
1年超	2,216,060
合計	20,042,865

**(会計上の見積りに関する注記)**

## 1. 売上高

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
売上高	34,131,911千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

進捗度を合理的に見積ることができる場合は進捗度に基づいて収益を認識し、進捗度を合理的に見積ることができないものの発生する費用を回収することが見込まれる場合は、進捗度を合理的に見積ることができるようになるまで原価回収基準で収益を認識しております。なお、進捗度の見積りの方法はコストに基づくインプット法（見積総原価に対する発生原価の割合）によっており、また顧客との一定の合意に基づいた取引価格を基礎として、収益を認識しております。

当社グループの受注業務における総原価の見積りは、基本的な仕様や作業内容に関する顧客の指図に基づいて取引毎に行われております。また、当該業務内容や工期の変更が識別された際には、適時に受注金額及び総原価の見積りに反映しております。

ただし、現時点で想定しえなかった新たな事実や状況の変化が識別され、原価総額の見積りや契約における受注金額等が変動した場合、翌連結会計年度において売上高の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 2. 完成業務補償引当金

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
完成業務補償引当金	260,970千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

完成業務補償引当金につきましては、完成業務に係る契約不適合責任の追完請求に備えて、過去の完成業務高に対する追加原価発生率により、当連結会計年度末時点の完成業務高に対する将来の見積補償額を完成業務補償引当金として計上しております。

また、特定の業務における将来の見積補償額は、当連結会計年度末時点で判明している契約不適合責任に係る追完請求に対し、過去の施工実績、外部機関等と検討した補修方法で算定しておりますが、当連結会計年度末において判明しております重要な契約不適合責任に係る追完請求はありません。

完成業務補償引当金の算定において、将来の影響を客観的に見積ることは困難ではありますが、期末時点で入手可能な情報をもとに会計上の見積りを行っております。ただし、会計上の見積りに用いた仮定は過去の完成業務補償発生率を基礎とした数値に基づいていること等の不確実性があり、追完請求の発生状況等の変化により、翌連結会計年度において完成業務補償引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 3. 受注損失引当金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
受注損失引当金	4,000千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

受注業務の損失に備えるため、当連結会計年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについて、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

受注損失引当金の算定に当たっては、業務着手時に契約内容等に基づき当該業務の原価総額の見積りを行い、原価総額が受注金額を上回ると予想される場合には受注損失引当金の計上が必要と判断しております。ただし、当該業務を進める中で現時点で想定しえなかった新たな事実や状況の変化が識別され、原価総額の見積りに変動が生じた場合、追加で引当が発生する可能性があり、翌連結会計年度において受注損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## (連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 3,249,775千円

## (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 8,420,000株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年9月28日 定時株主総会	普通株式	563,270千円	70円	2023年6月30日	2023年9月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年9月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	526,317千円	65円	2024年6月30日	2024年9月30日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 26,100株

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、一時的な余資について安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については、運転資金を銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務に対する為替変動リスク並びに借入金の金利変動リスクをリスクヘッジする目的に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、販売管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行ってリスクの軽減を図っております。また、外貨建の営業債権は為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ管理基準に従い、必要に応じ先物為替予約を行う方針であります。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握するとともに発行体の財務状況を把握しております。

営業債務である業務未払金、未払金、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金は、主に事業を行うために必要な資金の調達を目的としたものであります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。なお、ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行及び管理については、取引権限を定めたデリバティブ管理基準に従っております。また、デリバティブの利用にあたっては信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、月次で資金計画を作成する等の方法により管理しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。



## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券			
其他有価証券	615,196	615,196	—
長期借入金 (※3)(※4)	1,073,580	1,073,580	—

(※1)「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「業務未払金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2)市場価格のない株式等は、「投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式等	132,310

(※3)長期借入金には1年内返済予定の長期借入金が含まれております。

(※4)変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、時価が帳簿価額に近似することから、当該帳簿価額によっております。

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	615,196	—	—	615,196
合計	615,196	—	—	615,196

## (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	1,073,580	—	1,073,580

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## 長期借入金

この時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

**(1 株当たり情報に関する注記)**

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,663円52銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 192円81銭   |

**(重要な後発事象に関する注記)**

該当事項はありません。

**(企業結合等に関する注記)**

## 取得による企業結合

当社の連結子会社である大日本ダイヤコンサルタント株式会社は、2024年2月20日開催の取締役会において、株式会社ウエルアップの全株式を取得し、子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。また、当該契約に基づき、2024年4月1日を株式譲渡実行日として対象会社の全株式を取得し、同社を同日付で連結子会社としました。

## (1) 企業結合の概要

## ① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ウエルアップ

事業の内容 建設コンサルタント、地域包括事業、地元支援事業、住環境の提案及びデザイン、  
コンピューターを用いたソフトウェア設計、プログラム開発

## ② 企業結合を行った主な理由

当社の連結子会社である大日本ダイヤコンサルタント株式会社の事業活動は橋梁設計、地質・地盤の調査・解析にとどまらず、道路やまちづくりに対する調査・計画・設計・監理業務、自然災害に関する防災・減災に関する業務、官民連携による事業促進 PPP や Park-PFI、再生可能エネルギー分野のコンサルタント業務など、その業務領域の拡大にも取り組んでおります。

受注獲得の機会増加が今後見込まれる発注者支援業務や施工管理業務に対し、株式会社ウエルアップが持つ当該業務におけるノウハウと当社グループが保有する顧客基盤及び高度な技術の双方を活かすことでシナジーを創出し、企業価値向上を図るためであります。

## ③ 企業結合日

2024年4月1日

## ④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

## ⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

## ⑥ 取得した議決権比率

100%

## ⑦ 取得企業を決定するに至った根拠

当社の連結子会社である大日本ダイヤコンサルタント株式会社が現金を対価とした株式取得により、議決権の100%を獲得したためであります。

## (2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

当連結会計年度は貸借対照表のみを連結しているため、被取得企業の業績は含まれておりません。

## (3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	650,000千円
取得原価		650,000千円

- (4) 主要な取得関連費用の内容及び金額  
 アドバイザリーに対する報酬・手数料等 63,312千円
- (5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
- ① 発生したのれん  
 のれん 332,121千円  
 なお、のれんは、当連結会計年度末においては、取得原価の配分が完了していない為、暫定的に算定された金額であります。
- ② 発生原因  
 取得原価が受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しております。
- ③ 償却方法及び償却期間  
 5年間にわたる均等償却
- (6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	813,284千円
固定資産	344,668千円
資産合計	1,157,952千円
流動負債	414,244千円
固定負債	425,829千円
負債合計	840,074千円

## 貸借対照表

(2024年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	812,388	流 動 負 債	119,403
現金及び預金	766,193	未払金	21,813
前払費用	7,520	未払費用	306
その他未収金	38,675	未払法人税等	15,850
		未払消費税等	14,408
		預り金	8,039
		役員株式給付引当金	58,987
		負債合計	119,403
固 定 資 産	8,445,235	純 資 産 の 部	
無形固定資産	4,189	株主資本	9,121,566
ソフトウェア	766	資本金	2,000,000
商標権	3,423	資本剰余金	6,855,490
投資その他の資産	8,441,045	資本準備金	500,000
関係会社株式	8,397,615	その他資本剰余金	6,355,490
繰延税金資産	43,430	利益剰余金	579,092
資産合計	9,257,624	その他利益剰余金	579,092
		繰越利益剰余金	579,092
		自己株式	△313,017
		新株予約権	16,654
		純資産合計	9,138,220
		負債純資産合計	9,257,624

(注) 記載金額は千円未満を切り捨て表示しております。

## 損益計算書

(自 2023年7月1日  
至 2024年6月30日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		912,540
売上総利益		912,540
販売費及び一般管理費		357,998
営業利益		554,541
営業外収益		
受取利息	3	
雑収入	1,433	1,436
営業外費用		
支払利息	4	4
経常利益		555,972
税引前当期純利益		555,972
法人税、住民税及び事業税	13,062	
法人税等調整額	△4,127	8,935
当期純利益		547,037

(注) 記載金額は千円未満を切り捨て表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 2023年7月1日)  
(至 2024年6月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 金	利 益 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 計
当 期 首 残 高	2,000,000	500,000	6,328,675	6,828,675	595,325	595,325	
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					△563,270	△563,270	
当 期 純 利 益					547,037	547,037	
自 己 株 式 の 取 得							
自 己 株 式 の 処 分			26,815	26,815			
当 期 変 動 額 合 計	-	-	26,815	26,815	△16,233	△16,233	
当 期 末 残 高	2,000,000	500,000	6,355,490	6,855,490	579,092	579,092	

	株 主 資 本		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	△361,900	9,062,100	16,654	9,078,754
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△563,270		△563,270
当 期 純 利 益		547,037		547,037
自 己 株 式 の 取 得	△50	△50		△50
自 己 株 式 の 処 分	48,934	75,750		75,750
当 期 変 動 額 合 計	48,883	59,465	-	59,465
当 期 末 残 高	△313,017	9,121,566	16,654	9,138,220

(注) 記載金額は千円未満を切り捨て表示しております。

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
  - 有価証券の評価基準及び評価方法
    - 子会社株式
      - 移動平均法による原価法を採用しております。
  
2. 固定資産の減価償却の方法
  - 無形固定資産
    - 定額法
      - 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。また、商標権については、その効果の及ぶ期間（10年）に基づく定額法を採用しております。
  
3. 引当金の計上基準
  - 役員株式給付引当金
    - 株式報酬規定に基づく当社及び当社グループ子会社の取締役への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
  
4. 収益及び費用の計上基準
  - 当社は主に子会社の経営管理を行っております。経営管理に係る契約では、子会社に対し経営・企画等の指導を行っており、当該サービスの経済的便益は契約期間にわたり均しく提供されることから、時の経過によって測定される履行義務の充足に伴って、収益を認識しております。
    - なお、子会社株式に関する受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。
  
5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
  - 当社の譲渡制限付株式報酬制度（リストラクテッド・ストック）に基づき、当社の取締役に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたる定額法により償却しております。



**(会計上の見積りに関する注記)**

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
関係会社株式	8,397,615千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式の実質価額が帳簿価額に比べ著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる時を除いて実質価額まで減損処理を行っております。外部環境の変化等によって、実質価額に重要な影響があった場合、翌事業年度の関係会社株式の評価額に重要な影響を与える可能性があります。

**(貸借対照表に関する注記)**

関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	38,675千円
短期金銭債務	0千円

**(損益計算書に関する注記)**

関係会社との取引高

営業取引	
売上高	912,540千円
販売費及び一般管理費	111,460千円

**(株主資本等変動計算書に関する注記)**

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	373,278	32	50,500	322,810

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

**(税効果会計に関する注記)**

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
未払費用	93
未払事業税等	978
役員株式給付引当金	27,367
株式報酬費用	11,403
減価償却超過額	1,542
新株予約権	5,096
繰越欠損金	15,539
繰延税金資産合計	62,021
繰延税金負債	
未収入金	△18,591
繰延税金負債合計	△18,591
繰延税金資産の純額	43,430

**(収益認識に関する注記)**

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表の「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

なお、全てのサービスにおいて取引の対価に重大な金融要素や変動対価は含まれておらず、子会社との契約に係る取引の対価は主として各四半期末に収受しております。

**(関連当事者との取引に関する注記)**

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	大日本ダイヤ コンサルタン ト株式会社	所有 直接100%	経営指導 役員の兼任 業務委託	経営指導料の受取 業務委託費用の支 払	384,000 111,432	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導料については、経営の管理・指導等の対価としての妥当性を勘案し、定められた料率を基に協議の上契約により決定しております。
2. 業務委託費用については、双方協議の上契約により決定しております。

**(1 株当たり情報に関する注記)**

1. 1株当たり純資産額	1,126円51銭
2. 1株当たり当期純利益	67円72銭

**(重要な後発事象に関する注記)**

該当事項はありません。

## 会計監査人の連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年8月21日

DNホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 神 代 勲指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石 川 航 史

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、DNホールディングス株式会社の2023年7月1日から2024年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DNホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年8月21日

D N ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 神 代 勲指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石 川 航 史

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、DNホールディングス株式会社の2023年7月1日から2024年6月30日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年7月1日から2024年6月30日までの第3期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）に関する構築及び運用の状況について、取締役、使用人等から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等にしながら整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年8月22日

DNホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 吉 村 実 義 ㊟

監 査 等 委 員 林 田 和 久 ㊟

監 査 等 委 員 井 上 毅 ㊟

(注) 監査等委員 林田和久及び井上 毅は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上



## 株主総会会場ご案内図

東京都千代田区神田練堀町300番地  
住友不動産秋葉原駅前ビル4階  
当社 本社会議室



### お願い

1. 駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会ご来場の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。